

宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備)配分単価

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(1)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	66,000千円以内	施設数		
小規模な介護医療院	66,000千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,820千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	2,110千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	39,600千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円以内	施設数		
介護予防拠点	10,500千円以内	施設数		
地域包括支援センター	1,410千円以内	施設数		
生活支援ハウス	42,100千円以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,410千円以内	整備床数		
施設内保育施設	14,100千円以内	施設数		
介護施設等の合築等				
別表1(1)の1区分に掲げる地域密着型サービス施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家(住宅以外の既存建築物を含み、賃借物件を除く。)を活用した改修・増築				
認知症高齢者グループホーム	10,500千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
特別養護老人ホーム	1,330千円以内	定員数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円以内	定員数	市町村及び県が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。	
介護老人保健施設					
介護医療院					
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
養護老人ホーム					
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,960千円以内	施設数			
定員29名以下の地域密着型施設等					
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円以内	定員数	市町村及び市町村が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料		
小規模な介護老人保健施設					
小規模な介護医療院					
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
認知症高齢者グループホーム					
小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数			
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	定員数				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		16,600千円以内		施設数	
都市型軽費老人ホーム	496千円以内	定員数			
小規模な養護老人ホーム	496千円以内		施設数		
施設内保育施設	4,960千円以内	施設数			

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円以内	定員数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
養護老人ホーム				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円以内	定員数	市町村及び県が補助する民間事業者が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施するのに必要な使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)	
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム		宿泊定員数		
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		8,250千円以内		施設数
都市型軽費老人ホーム		248千円以内		定員数
小規模な養護老人ホーム	248千円以内			
施設内保育施設	2,480千円以内	施設数		
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
介護予防拠点	118千円以内	1か所	市町村及び市町村が補助する民間事業者が介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料	

第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化改修等(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(3)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
「個室→ユニット化」改修	1,410千円以内	整備床数		
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	2,820千円以内	整備床数		
○特別養護老人ホームのユニット化 ○介護老人保健施設のユニット化 ○介護医療院のユニット化				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	865千円以内	整備床数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。	
介護施設等の看取り環境の整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 	4,130千円以内	施設数		
共生型サービス事業所の整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,230千円以内	事業所数		

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	6 補助額	
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業						
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	5,100千円以内	必要台数 (定員数を上限とする。)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める基準面積により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。	
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業						
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円以内	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3		
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070千円以内	1か所				
家族面会室の整備等経費支援	4,130千円以内	施設数				
○ゾーニング環境等の整備を行う次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 						
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業						
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	1,160千円以内	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3		

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 基準面積	3 補助率	4 対象経費	5 補助額
介護職員の宿舎施設整備事業				
特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要な工事費又は工事請負費(第3条(5)の(ア)から(エ)まで除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含み、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める基準面積により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				